

はじめに

八尾市ではすべての人の人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりに取り組むために、市と市民の役割を明らかにした「八尾市人権尊重の社会づくり条例」が2001(平成13)年4月1日に施行されました。この条例に基づき同年10月に本審議会が設置され、八尾市における人権に関する施策、すなわち人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策を総合的に推進するための方策等について、市長から諮問を受けました。

本審議会には、市民団体の代表者も多く委員として参画されており、2年にわたる審議過程において、各委員の専門領域からの発言とともに、委員相互による活発な意見交換に基づいて本答申が取りまとめられました。

本答申では、第1章において人権施策をめぐる国内外の動きについて言及しています。第2章では、「人権意識の高揚を図るための施策」及び「人権擁護に資する施策」について、それぞれの基本的視点を明確にし、施策の内容を示しています。第3章では、具体的に取り組むべき主要課題について、最後の第4章では、推進体制について述べています。

本答申は八尾市におけるすべての行政分野において、人権施策を総合的に推進していくための基本方向を示すものです。本答申に基づき、八尾市が人権尊重の社会づくりに向けた基本方針、基本計画等を策定し、今後、一層の取り組みを推進されるよう期待します。